

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	社会福祉連携推進法人の認定		
根 拠 法 令 名	社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）	(条項)	第 1 2 5 条
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	健康福祉部 福祉指導監査課 法人・こどもグループ		
標 準 処 理 期 間	3 0 日	法 定 処 理 期 間	— 日

【審査基準】 ・ 文書の名称 【社会福祉連携推進法人の認定等について（令和 3 年 1 1 月 1 2 日付け社
援発 1 1 1 2 第 1 号厚生労働省 社会・援護局長名通知） 】

・ 掲載図書等 【 】

・ 内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載

[社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準]

本承認に係る審査基準は、社会福祉連携推進法人の認定等について（令和 3 年 1 1 月 1 2 日
付け社援発 1 1 1 2 第 1 号厚生労働省 社会・援護局長名通知） のとおりとする。

[社会福祉法第 1 2 5 条]

次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする
一般社団法人は、第二百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについて
の所轄庁の認定を受けることができる。

一 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援

二 災害が発生した場合における社員（社会福祉事業を経営する者に限る。次号、第五号及
び第六号において同じ。）が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保する
ための支援

三 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援

四 資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行う
のに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの

五 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図る
ための研修

六 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書

等の縦覧をもって代えることができる。